いなべ市 小規模附属物個別施設計画

1. 小規模附属物の現状と課題

- 1-1. 対象施設
- 1-2. 小規模附属物の現状と課題
- 1-3. 道路予算の現状
- 1-4. 小規模附属物の現状
 - 1-4-1. 道路照明灯の現状
 - 1-4-2. 道路標識の現状

2. 小規模附属物の維持管理の基本的な考え方

- 2-1 小規模附属物の維持管理の基本方針
- 2-2 小規模附属物の点検方法・点検頻度
- 3. 個別施設計画の計画期間
 - 3-1 計画期間
- 4. 対策の優先順位(補修計画の方針)
 - 4-1 対策の優先順位
 - 4-2 補修計画の方針
- 5. 小規模附属物の状態、対策内容、実施時期
 - 5-1 診断結果
 - 5-2 対策内容と実施時期

1. 小規模附属物の現状と課題

1-1. 対象施設

・本計画の対象とする小規模附属物は道路照明灯及び道路標識を対象とします。

1-2. 小規模附属物の現状と課題

・いなべ市が管理する対象施設は以下のとおりとなっており、道路台帳等をもとに施工箇所や延長を把握しているのが現状です。対象施設には施工時期が不明な施設も多く存在しており、構造や規格も多種に及んでいるため、計画的な点検と補修が課題となっています。

小規模附属物の主な施設数

道路区分	道路管理延長	道路照明灯		道路標識	
		ポール式	添架式	片持式	添加式
1級市道	98.0 k m	220 基	118基	61 基	1基
2級市道	78.4km	36 基	79 基	13 基	
その他市道	720. 1 k m	138 基	149 基	27 基	
計	896. 5 k m	394 基	346 基	101 基	1基

1-3. 道路予算の現状

・道路予算のうち道路維持にかかる費用は、道路インフラの長寿命化修繕、維持管理に多額の費用が必要であり、予算については、年々増加傾向にあり、平成28年度からの予算の推移は下記に示すとおりである。 (単位:千円)

予算区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度
道路橋梁維持費	128, 919	116, 947	138, 529	234, 464	227, 700
維持修繕工事	44, 458	137, 602	70, 318	108, 810	101, 352
維持修繕委託	83, 638	45, 762	113, 475	100, 833	47,000
交通安全対策費	15, 975	13,300	13, 300	13, 300	13, 300
維持修繕工事	12, 231	8, 379	5, 222	55, 724	3,000
維持修繕委託	9, 181	8, 217	10, 547	9, 882	6,000

- ※道路橋梁維持費及び交通安全対策時は各年度の当初予算額であり、道路照明灯の修繕にかかる予算は、道路橋梁維持費の内数で、道路標識の修繕にかかる予算は、交通安全対策費の内数である。
- ※平成 28 年度から平成 31 年度までの維持修繕工事及び維持修繕委託にかかる費用は、各年度の決算額であり、令和 2 年度の費用については、当初予算額である。

1-4-1. 道路照明灯の現状

・平成26年度に道路附属物点検で実施した道路照明灯は740基で、設置から長い年月が経った施設が多く、何らかの損傷が確認されたのは519基(約70%)あり、これらの箇所は段階的に塗装を行うなどの対策をとり、腐食の進行を抑える必要がある。

これらのうち、支柱本体に損傷を受けた道路照明灯が447基(約60%)あり、修繕・更新に加え照明機器のLED化などを含め中長期的な修繕計画を策定し維持管理していく必要がある。

1-4-2. 道路標識の現状

・平成 26 年度に道路附属物点検で実施した道路標識は 102 基で、何らかの腐食・損傷が確認されたのは 75 基(約 73%)であった。

これらのうち、対策が必要とされる道路標識が 67 基(約 65%)あり、計画的な修繕・ 更新又は撤去を行い中長期的な修繕計画を策定し維持管理していく必要がある。

2. 小規模附属物の維持管理の基本的な考え方

2-1 小規模附属物の維持管理の基本方針

・小規模附属物の個別施設計画の策定にあっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行 うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を行い各施設の長寿命 化や維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を目指す。

2-2 小規模附属物の点検方法・点検頻度

・小規模附属物の点検方法及び点検頻度については以下の基準によって実施する。

種類	点検方法	点検頻度		
小規模附属物	通常点検	通常パトロール時に車内等から目視を基本として、変状の有無を点検する。		
	詳細点検	10年に1回の頻度で、近接目視により行う。 必要に応じて触診、打音等の非破壊調査を併用し て行う。		
	中間点検	詳細点検を補完するため、5年に1回の頻度で、外観を目視することにより行う。		

3. 個別施設計画の計画期間

3-1 計画期間

・当該個別施設計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。ただし、緊急を要する事象が発生した場合は、その都度更新を行うこととする。

4. 対策の優先順位(補修計画の方針)

4-1 対策の優先順位

・平成26年度の点検結果による損傷状況、第三者への被害の深刻度、路線の重要性、交通量、地域要望等を考慮し修繕や更新の優先順位を決定する。

優先順位については、点検結果の評価により決定する。

評価	優先順位	損傷状況	対策措置	備考
評価A	高	IV	緊急措置	撤去(通行止等)
評価B	中	Ш	早期措置	
評価C	低	П	経過観察	
評価D	低	I	健全	

4-2 補修計画の方針

- ・評価Aと診断した施設については、点検結果の報告を待たず、早急に撤去する。
- ・評価Bと診断した施設については、事業年度を定めて令和7年度までに修繕や更新を完了する。
- ・評価Cと診断した施設については、道路照明灯についてはLED化と合わせて修繕を実施することとし、その他の施設については通常点検と合わせて令和12年度までに順次修繕を実施する。
- ・評価Dと診断した施設については、通常点検により維持管理を実施する。

5. 小規模付属物・道路土工構造物の状態、対策内容、実施時期

5-1 診断結果

・令和2年度までに点検した結果は以下のとおり。

種類	点検数量	評価A	評価B	評価C	評価D
道路照明灯	740 基	_	19基	428基	293基
道路標識	102基	_	23基	44 基	35 基

5-2 対策内容と実施時期

・対策内容と実施時期

対策内容

- ・必要対策箇所一覧に個別施設ごとの対策内容を明示
- ・点検結果・損傷対策一覧表に対策案を明示

実施時期

・必要対策箇所一覧に個別施設ごとの事業年度を明示